

開催趣旨

建築士事務所の開設者とその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費無料の説明会を開催いたします。この機会に多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てて頂きますようお願い申し上げます。

主催等

- 主催：公益社団法人日本建築士会連合会、**一般社団法人香川県建築士会**
共催：公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、一般社団法人建築設備技術者協会
一般社団法人香川県建築士事務所協会
協力：国土交通省

開催日時・定員・会場等

対面	平成31年2月22日（金） 14:00～16:00	先着 84名	高松テルサ (高松市屋島西町2366-1)	受講料 無料 (当日、テキストを 無料で配布いたし ます。)
DVD	平成31年3月18日（月） 14:00～16:00	先着 30名	香川県教育会館 会議室 (高松市西宝町2-6-40)	

申し込み方法 下記申込書をFAXで送付して下さい。

改正業務報酬基準説明会 申込書		希望日に○	2月22日
			3月18日
氏名			
勤務先	名称		
	所在地	〒	
	電話	TEL	FAX

- 申し込み・お問合せ **一般社団法人香川県建築士会**
〒760-0018 香川県高松市天神前 6-34
TEL 087-833-5377 FAX 087-833-5394

FAX送付先 **087-833-5394** 一般社団法人香川県建築士会